

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年10月14日
【事業年度】	第13期（自平成18年1月1日至平成18年12月31日）
【会社名】	ターボリナックス株式会社
【英訳名】	TurboLinux, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢野 広一
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号
【電話番号】	03(5766)1660(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務統括 佐藤 浩二
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目3番5号
【電話番号】	03(5766)1660(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務統括 佐藤 浩二
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年3月28日に提出いたしました第13期（自平成18年1月1日至平成18年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正（記載不備における追加）を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_線で示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

<省略> (1)～(2)  
(3)～(5) <記載なし>

(訂正後)

<省略> (1)～(2)

#### (3) 定款で定めた取締役の員数及び任期並びに取締役選任決議の要件

取締役の員数

10名以内

取締役の任期

1年

取締役選任決議の要件

取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うこととしております。

#### (4) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### (5) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。